

養育里親リクルート業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本市では、「神戸っ子すこやかプラン 2029」において、代替養育を必要とすることの里親・ファミリーホームへの委託を推進するにあたり、特に愛着関係の基礎がつくられる乳幼児について重点的に委託を進めることとしている。

この計画における目標値として、2029 年度末までに本市における乳幼児の里親委託率を 65% とすること、また里親登録世帯数を 288 世帯とすることを掲げており、里親登録世帯数については 2025 年度～2029 年度の各年度において概ね 20 世帯ずつ増加させる必要がある。

本仕様書に定める業務は、この目標値の達成を目指して、乳幼児の養育里親となりうる人材を発掘・確保するとともに、里親登録及び登録後の委託につなげることを目的とする。

2. 委託期間

2026 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

3. 業務の実施場所

委託者と受託者の協議によって定める場所（神戸市内）

4. 業務内容

業務の目的を踏まえ、神戸市こども家庭センター（以下「センター」という。）及び神戸市内の里親支援機関と十分に連携・協力しながら、下記(1)～(3)の業務を実施する。

(1) 養育里親となり得る人材の発掘・確保

市内全域の市民一般を対象として、養育里親を希望する人材の確保及び支援の観点から①②の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、確保しようとする目標の世帯数を設定すること。

① 広報・啓発

- 1) 市民一般を対象とした里親制度に関するフォーラム等の実施（年 1 回以上）
 - ・他のイベントと共に催すなど、潜在的に里親になる可能性のある市民へ届く広報に努めること。（里親制度を知らないまたは関心の低い市民が気軽に参加できるような形式で実施すること。）
 - ・相談会と合同開催も可とする。
 - ・実施にあたっては、市内乳児院・児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員と連携すること。
- 2) 養育里親に焦点を当てた里親制度に関する SNS 等を活用した広報（隨時）

② 養育里親の確保のための相談会等の実施

- ・より多くの市民が参加しやすい土日祝日を中心を開催すること。
- ・開催場所は、人が多く集まり且つ長時間滞在しやすい場所とし、市内3か所以上を選定すること。
- ・また、選定した場所ごとに少なくとも年2回以上開催することとし、養育里親の周知及び相談会を同時に開催すること。
- ・実施にあたっては、市内乳児院・児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員と連携すること。

(2) 里親登録希望者への支援等

- ① (1)により確保した里親登録希望者に対し、里親登録及び登録後の委託が円滑に行われるよう、里親を必要とする子どもの状況や里親の役割等のイメージを具体的に持てる研修及び情報提供を行う。
 - ・受託者は市内の乳児院と研修等を企画し実施すること。但し、学童期以降の里子養育を希望する里親登録希望者の研修等については、別途センターと協議すること。
- ② 里親登録に至るまでの間、SNS等を利用した里親登録希望者への個別フォローを実施する。
- ③ (1)により確保した里親登録希望者が里親登録の申請に至った場合に、センターが実施する登録前の家庭訪問等の調査に同行するとともに、里親登録にかかる諮問会議にセンターからの要請があれば出席する。

(3) 業務の実施状況にかかる報告

- (1)・(2)の業務の実施状況について、月ごとに業務報告書を作成し、翌月15日までにセンターに提出する。

5. 準備・研修等

受託者は、本仕様書に定める業務の従事者に対して、業務に必要な知識・情報・技能等の習得に向けた研修を実施する。なお、研修内容については、事前に委託者と協議を行ったうえで決定するものとする。

6. 業務の実施体制

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及びこども家庭庁が発出する「児童相談所運営指針」「里親委託ガイドライン」その他里親制度に関連する法令・通知等の趣旨を踏まえて適切に業務を実施するとともに、一

般の関係法令を遵守すること。

(2) 業務責任者の配置

受託者は、本業務を円滑に運営するため、里親制度及び里親養育支援に関する知識・経験を十分に有する者を責任者（以下「業務責任者」という。）として1名以上定め、業務の従事者への助言・指導及び業務の執行管理を行う。

この業務責任者については、本仕様書に定める業務の遂行に支障が生じない限りにおいて、他の事業にかかる業務との兼務は可能とする。

(3) 里親リクルーターの配置

受託者は、(2)の業務責任者の他、本業務に従事する者として、下記の資格要件（※）を満たし、かつ里親制度及び里親養育支援に関する知識・経験を有する者（以下「里親リクルーター」という。）を1名以上配置する。

なお、里親支援専門相談員を配置している乳児院又は児童養護施設が本業務を実施する場合は、上記の里親リクルーターは当該専門相談員以外の者とする。

里親リクルーターは、里親等支援専門相談員と十分に連携しながら、本業務を行うこと。

※資格要件を有する者は、次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

- ① 社会福祉士
- ② 精神保健福祉士
- ③ 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- ④ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- ⑤ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市、事業を実施する翌年度に児童相談所を設置する予定の市区の長を含む。以下同じ。）が①から④に該当する者と同等以上の能力（里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を含む。）を有すると認めた者

(4) 業務の実施体制

各業務の実施体制（人数含む）及び、里親リクルーターに対する研修や指導体制を明確にすること。

(5) 業務の再委託

受託者は、委託者との事前協議により、本仕様書に定める業務の円滑な実施のために委託者が必要と認めた場合に限り、委託者が認めた事業者等に対して業務の一部を再委託することができる。

7. 守秘義務

受託者及び里親リクルーターは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、条例、電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年5月神戸市訓令甲第3号）及び神戸市情報セキュリティポリシー

（<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>）、その他関係法令等を遵守するとともに、個人情報の取扱いには十分注意し、委託業務上知り得た情報及び委託業務執行上に知り得た情報はいかなるものも他に漏らしてはならない。また、本業務を履行する目的以外に利用してはならない。本契約が解除された後、または完了した後も同様とする。

8. 災害補償等

- (1) 受託者は、本契約に基づき職員の業務上及び通勤途上的一切の災害等についてその責任を負うものとする。
- (2) 委託者は、受託者が本契約に基づく職員のいかなる業務上及び通勤上の災害についてもその責任を負わない。

9. 委託料の精算

受託者は、業務の終了後に精算報告書を委託者に提出し、委託者は提出された精算報告書を精査のうえ支払うべき委託料を確定する。

確定した委託料が概算払いと支払った委託料を下回る場合は、受託者に対して差額分の戻入を受託者に求め、受託者はこれを返納する。

10. その他

- (1) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議のうえ、委託料の範囲内で業務内容を一部変更することも可能とする。
- (2) 事業の適切かつ円滑な運営のため、受託者は委託者と定期的な情報交換・協議を行い、必要な事項は速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、里親リクルーターに対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法令を遵守すること。